

平成26年11月19日

記者発表資料

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、
千葉市、さいたま市、相模原市同時発表

九都県市首脳会議に係る国への要請を行います

平成26年11月12日に開催された第66回九都県市首脳会議の合意に基づき、神奈川県が、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)を代表して、別添のとおり国に対して要請を行いますので、お知らせします。

- 1 要請日 平成26年11月20日(木)
- 2 要請先 経済産業省
- 3 要請内容① 神奈川県提案「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し等について」【別添①】
要請内容② 環境問題対策委員会「事業所等への太陽光発電設備の導入促進について」【別添②】

(問い合わせ先)

産業労働局エネルギー部地域エネルギー課

課長 山田 電話：045-210-4101

調整グループ 藤本 電話：045-210-4076

九都県市首脳会議については、
政策局自治振興部広域連携課

課長 村本 電話：045-210-3140

広域連携グループ 平本 電話：045-210-5890

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し等について

再生可能エネルギーの導入拡大は、原子力発電への依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、地域経済の活性化や雇用の創出、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から極めて重要である。

今般、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続申込みが急速に増加したことにより、一部の電力会社においては、電力の安定的な供給に支障が生じるおそれがあるとして、接続申込みに対する回答を保留するという事態が生じており、また、東京電力管内においても一部の地域では「連系制約エリア」が設定されている。

こうした事態が長引くと、高まりを見せていた再生可能エネルギー普及拡大の機運が、一気に勢いを失うことになりかねない。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置を進めている地域の事業者においては、今後の事業計画が見通せないことから混乱が生じているだけでなく、企業経営の不安が広がっており、ひいては地域経済再生の足かせになることも危惧される。

さらに、現在、総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会において、固定価格買取制度の見直しが議論されているが、再生可能エネルギーの導入を抑制する方向で見直しが行われると、導入拡大に向けた自治体の施策の推進にも影響を生じることが考えられる。

よって政府は、再生可能エネルギー導入拡大に向けて、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギー基本計画で示した水準(約2割)を大きく上回る導入目標値を設定し、必要な対策を計画的に実施すること。
- 2 固定価格買取制度における再生可能エネルギー賦課金の検討に際しては、国民負担の増加という側面だけでなく、地球温暖化防止、地域経済の活性化や雇用の創出、災害発生時の非常用電源の確保など、社会的な便益も総合的に勘案し、国民全体の理解のもとに検討すること。
- 3 固定価格買取制度における買取価格の設定時期や適用時期については、発電設備の市場価格の動向を迅速に反映させる観点から見直しを検討すること。

併せて、設置費用を詳細に調査し、設置形態や設備の規模に応じた

区分を細かく設定すること。

4 接続可能量の検証に当たっては、再生可能エネルギーが最大限導入できるよう、検証の諸条件を設定すること。

5 系統連系制約が生じている現況に鑑み、電力会社への再生可能エネルギー発電設備の接続申込みの状況、電力系統別の接続可能量及び発電実績を早急に公表すること。

また、事業者の事業計画策定における必要性等に鑑み、設備認定や接続申込みの状況及び発電実績を定期的に公表する制度を整備すること。

6 電力系統への再生可能エネルギー発電設備の接続可能量を拡大するため、地域内の電力系統の増強、既存の揚水発電の活用、大容量の蓄電池の導入と技術開発の推進、水素への変換、貯蔵の活用に向けた実証事業の実施など効果的な対策を早期に検討すること。

また、その費用負担については、発電事業者に負わせるだけでなく、社会インフラを整備するという視点で、国の支援も含めて負担のあり方を検討すること。

平成26年11月20日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	舛添要一
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

事業所等への太陽光発電設備の導入促進について

再生可能エネルギーの普及拡大は、原子力発電の依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策などの観点から極めて重要であり、特に太陽光は地域的偏在や設置場所の制約が少なく、導入ポテンシャルも大きいことから、重点的に導入を促進していく必要がある。

太陽光発電の普及拡大に、「屋根貸し」による設置が新たなビジネスモデルとして期待されているが、事業所等の民間施設を活用して「屋根貸し」太陽光発電事業を行う場合、事業所等の倒産などにより発電事業が継続不能となるリスクがある。

こうした状況を踏まえ、「屋根貸し」太陽光発電の導入を促進するため、次の点について要望する。

「屋根貸し」による太陽光発電設備の設置について、民間施設においては、倒産等により設備を設置した建物が処分された場合、屋根の賃借権を第三者に対抗できないというリスクがあるため、本格的な普及に至っていない。そこで、そうしたリスクを軽減し、「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するために、特別法の制定など必要な法整備を行うこと。

それまでの間は、建物が処分されて損害が発生した場合に、それを補填する取組の一つとして、例えば業界団体の会員が負担金を拠出し、損害を受けた事業者に互助会的に補填することも考えられる。こうした制度を整備するために、国がイニシアティブをとるとともに、財政的支援を行うこと。

平成26年11月20日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒	岩	祐	治
	埼玉県知事	上	田	清	司
	千葉県知事	森	田	健	作
	東京都知事	舛	添	要	一
	横浜市長	林		文	子
	川崎市長	福	田	紀	彦
	千葉市長	熊	谷	俊	人
	さいたま市長	清	水	勇	人
	相模原市長	加	山	俊	夫